

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

最初に国民年金に加入したのは、市役所の職員が自宅に来て、任意加入する方が得だとの説明を受けたためであり、加入以降、保険料をずっと支払っていたのに、昭和46年10月から47年3月までの6か月間のみ、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、昭和41年8月から平成11年3月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。

また、昭和41年8月から強制加入被保険者に変更となる直前の48年8月までは、申立期間を含めて、国民年金に任意加入しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間の前後において、申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 滋賀国民年金 事案 1006

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年2月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年2月  
② 昭和55年7月  
③ 昭和60年9月

申立期間①については、A町役場において免除申請を行ったにもかかわらず、当該期間について、未加入期間と記録されているので、免除期間に訂正してほしい。

申立期間②及び③については、厚生年金保険から国民年金への切替手続をB市役所で行い保険料を納付しているのに未加入期間となっているので、納付済期間に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、昭和55年2月8日に国民年金の被保険者資格を喪失し、未加入期間とされているところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄の被保険者でなくなった日は、当初、同年3月1日と記録されていたものが、同年2月8日に訂正され、当該訂正箇所にはB市の押印が確認できる。

しかしながら、申立人の前住地であるA町の国民年金保険料徴収台帳を見ると、昭和54年10月から55年3月までの期間については、当初、申請免除と記録されていたが、同年3月1日に厚生年金保険へ移行したことが記載され、及び同年3月11日にB市へ転出したことが記載され、同年3月分の申請免除が取り消されていることが確認できるものの、当該期間について、申立人は、同年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、他の公的年金に加入した記録は無いことから、前述のB市における訂正処理が適切に行われていた

とは考え難い。

一方、申立期間②について、オンライン記録では、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 55 年 7 月 20 日と記録されているものの、国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄の資格取得日は、同年 8 月 21 日と記載されている上、同日付は、申立人自らが記載したと供述している年金手帳の厚生年金保険・船員保険の記録欄に記載されている被保険者でなくなった日と一致することから、B 市では申立人の申請に基づいて資格取得日を記録し、同年 8 月分から保険料を徴収していたと考えられる。

また、申立期間③について、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、当該期間についての記載が無く、当該年金手帳の厚生年金保険・船員保険の記録欄にも、当該期間前後の厚生年金保険の加入記録の記載は無い上、申立人は、「昭和 60 年 9 月 27 日に C 社を退職するまでに、同年 10 月 7 日から勤めた D 社に就職が決まっていたと思う。」と供述していることから、その間に国民年金への切替手続が行われたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②及び③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 2 月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 1007

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から48年9月1日まで

ねんきん特別便を確認したところ、標準報酬月額に係る厚生年金保険料納付額1,152円の記載があるが、給料明細書の厚生年金保険料は2,048円となっており、その標準報酬月額も実際に支給された月額給与よりも低い金額となっていた。私の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社における昭和47年9月及び48年6月の給料明細書から、総支給額及び厚生年金保険料の控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額は、6万4,000円であることが確認できる。

また、A社は、「申立人に係る昭和47年7月1日の転勤に伴う厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額を誤って届け出た。当該報酬月額は申立人の給料明細書及び弊社の記録から6万4,000円であり、厚生年金保険料も標準報酬月額6万4,000円に対応する2,048円で控除していた。」と回答している。

以上のことから、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（6万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は報酬月額を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年3月7日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年11月から7年2月までの標準報酬月額については32万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月31日から同年3月1日まで  
② 平成6年11月1日から7年9月1日まで

平成4年4月13日にB社に入社した後、A社へ異動、その後C社に異動して、7年12月31日に退職するまで、同じ経営者の下で継続して勤務していた。

しかし、各異動に伴う、申立期間①及び②の厚生年金保険の記録が無い。

給与から厚生年金保険料を引かれていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録及び申立人が実質的な経営者として名前を挙げた者の証言により、申立人がA社に平成7年8月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

ところで、A社に係るオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年11月1日）の後の平成7年3月7日又は同年3月8日に、申立人を含む同社の在籍者19人全員が、6年11月1日に遡って厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理がなされていることが確認できる。また、A社から同社の事実上の後継事業所であるC社に継続して勤務し、平成7年9月1日に被保険者資格を取得した申立人を含む12人全員が被保険者資格を喪失後、再度資格を取得するまでの間、A社において健康保険の任意継続の手続が行われていることが確認できる。

しかしながら、当該健康保険の任意継続の手續処理が行われた際の被保険者住所は居住地と異なりA社内とされている上、全国健康保険協会D支部の回答から、平成6年11月から7年3月までの健康保険料が同年3月20日に収納されていることが確認でき、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年11月1日）においても、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、不納欠損整理簿等により平成14年11月29日にA社について不納欠損処理が行われていたことが確認できることから、同社において厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年11月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は遡及訂正処理が行われた7年3月7日であると認められる。

また、平成6年11月から7年2月までの標準報酬月額については、申立人のA社における6年10月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成7年3月7日から同年8月31日までの期間については、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、継続して勤務していたことは認められる。

しかし、A社は前述のとおり厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、継承会社であるC社は平成7年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②のうち、同年3月7日から同年8月31日までの期間については、両事業所とも適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人と同様に、申立期間②にA社において健康保険の任意継続の手續が行われていることが確認できる元同僚に照会したが、当該期間の厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできなかった。

次に、申立期間①について、雇用保険の記録及び実質的な経営者の証言により、申立人がB社に平成5年2月28日まで継続して勤務していたことは認められる。

しかし、B社は平成5年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、継承会社であるA社は同年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①は両事業所とも適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社の元取締役は、「この期間は、新しい事業のために厚生年金保険が空白であったと思う。」と証言している上、申立人と同様に、申立期間①に厚生年金保険が未加入となっている同僚に照会したが、当該期間の厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①及び②の当該両事業所における、前述の実質的な経営者は、「当時の書類は全て処分しており、存在しない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、140万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月27日

A事業所から支給された平成17年12月の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金給付に反映されない期間となっている。申立期間を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した申立人に係る給与明細書(賞与)及び給与改定による差額支給明細書並びに申立人が所持する申立人名義の普通預金通帳の写しから、申立人に対し、平成17年12月9日及び同年12月27日に、賞与及び給与改定による賞与に係る差額がそれぞれ支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給与明細書等に記載されている賞与額及び厚生年金保険料控除額から、140万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年1月4日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀国民年金 事案 1007

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年8月まで  
国民年金制度に加入してから、毎年通知が来たら速やかに、妻が免除の申請をしてきた。申立期間だけ免除の記録が無いとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間も例年どおり国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているが、申立人の妻は、「役所から通知が来たら速やかに申請手続を行っていた。」と証言するものの、申請時期等についての具体的な証言は得られなかった上、申立人自身も申請時期等の記憶は無く、申立期間当時の免除申請の状況が不明である。

また、申立人は、国民年金保険被保険者となった平成11年4月から、被保険者資格を喪失する19年8月まで、申立期間を除き、申請免除期間となっているが、このうち14年度の保険料の免除申請を行った日は、オンライン記録により14年10月22日と確認でき、申立期間当時の申請免除制度は、申請した日の属する月の前月以降の保険料納付が免除されることになっており、申請を行った同年10月時点では、申立期間は、保険料を免除することができなかった期間である。

さらに、平成14年4月から、国民年金保険料の収納事務が市町村から国に一元化されたところ、免除申請の案内方法について、申立期間当時の居住地であったA市の担当者は、「平成14年当時のA市の資料は無く、どのような啓発がなされたか詳細は分からないが、当時を知る職員に確認したところ、免除申請用紙を個別に送付していたことはなかったようだ。」と回答しており、同市を管轄するB年金事務所でも、「申立期間当時、A市を管轄していたC社会保

險事務所から免除申請手続の用紙を年度当初に個別に送付していたことはなかった。未納対策の一環として戸別訪問等により納付勧奨を行った可能性はあるが、年度当初の免除申請案内は考えられない。」と回答していることから、申立期間の保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月1日から同年10月1日まで  
② 平成元年8月1日から11年9月1日まで

日本年金機構から「厚生年金加入記録のお知らせ」が届いたが、私が記憶する当時の給与額と、会社が社会保険事務所（当時）へ届け出た標準報酬月額が異なっているので調査し、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る標準報酬月額について、A社に勤務し、給与額は、当初の15万円から毎年5,000円ずつ昇給し、退職時には18万円であったと記憶しており、退職するまで15万円のまま固定しているのは不自然であると申し立てている。

しかしながら、A社は、「当時の事業主は、現在病氣療養中のため、事情を聴取することは困難であり、申立人に係る関係資料も、既に廃棄しているので当時のことは不明である。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける関連資料及び具体的な回答を得ることはできなかった。

また、申立期間①及び②においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚5人の当該期間の標準報酬月額についても変更は無く、申立人が退職後に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員5人については、資格取得時から標準報酬月額に変更は見られず、一定額であったことが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、前述の同僚5人及び元従業員5人のうち、所在が判明した6人に照会を行い、2人から回答があったものの、「自分の被保険者期間は正しいと思

うが、給与明細書はもらっておらず、標準報酬月額が正しいかどうか分からない。」「自身の年金記録について正しいかどうか分からない。」とそれぞれ回答している。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、遡って訂正が行われた形跡も無く、定時決定等の処理年月日に不自然さは見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 1011

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 26 日から 41 年 9 月 3 日まで  
昭和 38 年 11 月 26 日に A 社に入社し、43 年 8 月まで B として働いた。約 5 年間勤務したはずであるが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 41 年 9 月 3 日と記録されている。38 年 11 月 25 日に前職の C 事業所を退職してすぐに A 社に入社したので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚 5 人の証言から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が勤務していたことを証言した同僚 5 人のうち 3 人は、「入社日から 2、3 年ほど後に自身の厚生年金保険被保険者資格を取得した。」と回答している上、そのうち 1 人は、「入社から 2 年程度経過後、D の手術で入院を余儀なくされたため、健康保険証の発行を会社に求めた時期と厚生年金保険被保険者の資格取得日がおおむね一致している。」と回答している。

また、A 社において、経理事務を行っていた者は、「入社の際、特に独身者である若い従業員に対しては、厚生年金保険加入の希望を確認していた。事業主は自身の判断により従業員の厚生年金保険加入の時期を決定していたようだ。」と証言している上、申立人の雇用保険被保険者の資格取得日は、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した後の昭和 43 年 1 月 26 日であることが確認できるなど、同社においては、雇用保険も含めた社会保険に係る手続が入社と同時に終わられていなかったことがうかがわれる。

さらに、A 社は、昭和 50 年 9 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないことから申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認でき

る関連資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間に申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 1012

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月22日から32年8月25日まで  
② 昭和33年1月1日から同年7月12日まで  
③ 昭和33年9月1日から43年2月26日まで

昨年、日本年金機構から、脱退手当金の受給の有無についての確認依頼のはがきが送付されてきたが、申立期間について、脱退手当金が受給済みとなっている。受給した覚えは無いので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年6月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要とされる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から社会保険事務所（当時）に昭和43年5月8日付けで回答したことが記録されている。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは、別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給記録に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで  
結婚後、脱退手当金を受給したことになっていることを知ったが、当時、脱退手当金の請求手続も分からず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A年金事務所には、申立てに係る脱退手当金の請求及び支給を裏付ける脱退手当金裁定請求書（兼領収書）が保管されており、同請求書は、申立人が最後に厚生年金保険被保険者として雇用されていた事業所を管轄するB社会保険事務所（当時）に昭和 42 年 3 月 15 日に提出され、同年 5 月 4 日に申立人の母親が代理人として脱退手当金を受領した記録が確認できる。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が記載されているとともに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 42 年 3 月 1 日）から約 2 か月後の昭和 42 年 5 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは、別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給記録に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。